

リスク分担表（案）

リスクの種類	内容	リスク分担	
		公共	民間
需要変動リスク	利用台数の変動に伴う収益の増減	△※1	○※1
競合路線リスク	競合路線の新規開設等	○※2	
政治リスク	政策転換による追加費用の発生	○	
法制度リスク	法制度の新設又は改廃等	○	
税制リスク	税制度の新設又は改廃等	△※3	○※3
物価変動リスク	市場変動による物価変動		○※4
金利変動リスク	市場変動による金利変動		○※5
不可抗力リスク	災害、暴動、戦争等の不可抗力による事業への影響	○※6	△※6
運営費用超過リスク	不可抗力、物価変動等以外の要因による運営費用の上昇		○
管理水準未達リスク	施設整備の瑕疵、管理運營業務の不履行による管理水準の未達		○
大規模改修リスク	事業期間中の大規模改修の発生	△※7	○※7
事業開始時の施設の瑕疵	施設瑕疵による費用の発生	○	
事業終了時の施設の瑕疵	施設瑕疵による費用の発生		○
近隣対策及び環境対策リスク	道路施設を整備したこと自体に関する近隣対策、道路施設の整備に起因する環境への悪影響	△※8	○※8

※1 需要変動リスクについては、民間事業者が契約時の交通量予測に対する増加分を自らの収入とし、かつ減少分を負担することを基本とする。ただし、増減ともに一定の割合を超える部分については、公社に帰属又は負担させる。

※2 競合路線リスクについては、公募時に予見可能なもの（新規開設等を含む。）は公社が交通量予測をあらかじめ示したうえで、「需要変動リスク」の分担に従うことを基本とする。ただし、公社が示した交通量予測を大幅に上回る増減や、その他の競合路線の新規開設等に起因するものは、契約において定めることとしており、詳細は要項等において示す。

※3 税制リスクについては、民間事業者が負担することを基本とする。ただし、消費税率の変更については、料金の変更により調整する。

※4 物価変動リスクについては、民間事業者が負担することを基本とする。ただし、著しい物価変動については、公社があらかじめ国土交通大臣の許可を受けたうえで、民間事業者が利用料金の改定等によって利用者へ適切に転嫁することができる。

- ※5 金利変動リスクについては、民間事業者が負担することを基本とする。ただし、運営権対価の支払方法及びこれに伴う資金調達額の多寡に応じて、今後見直す場合がある。
- ※6 不可抗力リスク（民間事業者が保険の付保等により対応するものを除く。）については公社が負担することを基本とする。
- ※7 大規模改修リスクについては、原則として民間事業者が負担するものとするが、事業開始時の施設の瑕疵に関連するもの等、合理的な理由がある場合は公社の負担とする。
- ※8 近隣対策及び環境対策リスクについては、原則として民間事業者が負担するものとするが、過去に道路施設を整備したことに関連するものは、公社の負担とする。